

国民健康保険における軽減制度を求める意見書

国民健康保険制度の都道府県化によって本市では保険税の値上げが行われ、国保加入者の負担が大きくなっている。市民から保険税の負担軽減を求める声が多く寄せられており、「払える保険税」にする制度の確立、さらなる負担軽減措置が求められている。

国民健康保険制度において、均等割は加入者世帯の被保険者数で課税され、世帯人数が多く、所得が少ない世帯ほどその負担が重くなる。

本市では、均等割の医療分は2万5,900円、後期高齢者支援金等課税分の1万円と合わせて3万5,900円となっており、子どもの多い世帯ほど負担がふえ、重くなる。

均等割額は、所得等に応じた法定軽減はあるが被用者保険にはない負担である。医療保険制度間の公平性を確保し、国民の負担の平準化を図る必要がある。

また喫緊の課題となっている少子化対策としても多子世帯に対する負担軽減措置は効果がある。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、国または東京都の責任において財源措置を含めた子どもの均等割額の軽減制度の創設を初め、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 被保険者の負担軽減を図るため、国または東京都の責任において必要な財源措置を講ずること。
- 2 低所得者に対するより一層の保険料の軽減を図ること。
- 3 多子世帯に対する保険料の軽減策を検討すること。
- 4 国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国庫負担割合を引き上げること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月29日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重